

日本クマネットワークメーリングリスト利用規程

2001年12月9日承認

2024年12月22日改定

(目的)

第1条 日本クマネットワーク（以下、JBN）では、会員相互の情報交換や親睦を図り、クマ類についての知識を深めることを主な目的としてメーリングリスト（以下、JBNML）を設ける。JBNMLの運営や利用は、本規程の内容に基づくものとする。

(投稿の内容)

第2条 投稿内容は以下とする。

- (1) JBN事務局や委員会等からの連絡、周知事項。
- (2) 問題の提起と議論、会員相互の情報提供、質問や問い合わせなど。例えば、クマの生態や生息状況、保護、管理、調査、研究、法律関連、被害と被害対策、有害鳥獣駆除、鳥獣保護管理法、生息・分布調査、マスコミ報道などの問題点、各地で起こっている様々な問題など。なお、話題は特にクマに限定しない。
- (3) 会員相互の親睦を目的としたコミュニケーション。
- (4) 書籍やイベント紹介などのお知らせ。
- (5) その他有用と思われる話題や情報提供、疑問に思うこと、知りたい事柄に関する質問など。
- (6) JBNの活動や行事に関連した打ち合わせなど。
- (7) 会員相互の親睦を深める内容。

(利用者)

第3条 日本クマネットワークの会員であること。

2 非会員からの投稿、並びに非会員への配信は原則として認めない。

(禁止事項)

第4条 JBNMLの利用に当たり、次の行為を禁止する。

- (1) 他人の著作物をその著作者に許可なく無断で転用すること。ただし、新聞に掲載済みの記事及びインターネットで公開されている内容については、良識の範囲内での転用を規制しない。
- (2) 虚偽の情報を提供する等して第三者に不利益をもたらすこと。
- (3) 誹謗、中傷、わいせつ等公序良俗に反する情報を流すこと。
- (4) その他、法律に反すると判断される行為をすること。

(5) 原則としてファイルの添付は禁止するが、必要な場合には、事前に JBN 事務局に相談し、その許可を得ること。

(6) JBNML 上で配信された内容の全て及び一部を、投稿者の許可を得ずに他のメーリングリストなどに転用すること。

(7) 個人のプライバシーに関することの投稿。

2 JBNML 上で配信された内容の全て及び一部の転用を希望する場合は、必ず投稿者の承諾を取ること。

(利用資格の取消)

第 5 条 会員利用者が次の各号に該当する場合、事務局は当該会員利用者の JBNML の利用資格を停止、または取り消すことができる。

(1) 入会申込時に虚偽の申告をした場合。

(2) 第 4 条に該当する禁止行為を行なった場合。

(3) 会費の支払を遅滞し、または支払を拒否した場合。

(4) その他代表、副代表、事務局が不相当と判断した場合。

2 上記の理由により JBNML の利用資格を停止、または取り消した場合であっても、すでに徴収した会費の払い戻しは一切行わない。

(システムの運用管理)

第 6 条 JBN 事務局と別途事務局長が指名したシステムオペレーターが、JBNML 管理運営者として運用管理にあたる。